

豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱

平成28年3月29日告示第48号

豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱

豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成22年豊見城市告示第35号）の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定に基づき、豊見城市が実施する介護保険地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び沖縄県介護保険広域連合地域支援事業の実施等に関する規則（平成27年沖縄県介護保険広域連合規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 地域支援事業の実施主体は、豊見城市とする。

(事業の委託)

第3条 市長は、地域支援事業の利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、地域支援事業の実施を委託することができる。

(実施事業)

第4条 地域支援事業の内容及び対象者は、別表のとおりとする。

(利用の申請)

第5条 別表に掲げる介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、豊見城市介護予防・生活支援サービス事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 基本チェックリスト（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「厚労省告示」という。）の様式第1。以下同じ。）

(2) アセスメントシート

(3) 利用者基本情報

(4) その他市長が必要と認める書類

2 別表に掲げる一般介護予防事業の利用の申請については、市長が別に定める方法による。
(利用者の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、利用の可否を決定し、豊見城市介護予防・生活支援サービス事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 法第115条の45第5項の規定により、地域支援事業の利用者に対し請求する利用料は、市長が別に定める。

2 市長は、前項の費用のほか地域支援事業の利用者に対し、送迎及び食材に係る経費等について別途実費相当額を請求することができる。

(利用の中止等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を一時停止し、又は中止させることができる。

(1) 健康状態が事業を利用するうえで適切でないと認められるとき。

- (2) 主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。
- (3) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月20日告示第55号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

事業の構成		内容		対象者
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護サービス	介護予防訪問介護相当サービスに相当すると認められる訪問による身体介護、生活援助等の日常生活上の支援を行う
		訪問型サービスA	訪問介護サービスの基準より緩和された基準で生活援助等を行う	法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及び基本チェックリストの記入内容が厚労省告示の様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者）
		訪問型サービスB	住民主体の活動として生活援助等を行う	
		訪問型サービスC	保健師等がその者の居宅を訪問して必要な相談、助言、指導等を実施し、利用者の個別性に応じて短期間で集中的に支援を行う	
		訪問型サービスD	介護予防・生活支援サービス事業と一体的に移動支援及び移送前後の生活支援を行う	
	通所型サービス	通所介護サービス	介護予防通所介護相当サービスに相当すると認められる機能訓練及び集いの場等の日常生活上の支援を行う	
		通所型サービスA	通所介護サービスの基準より緩和された基準で通所事業を行う	

	通所型 サービスB	住民主体による要支援者を中心とする自主的な集いの場の立ち上げ及び運営をする事業又は当該立ち上げ及び運営を補助する	
	通所型 サービスC	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて短期間で集中的に支援を行う	
	その他生活支援 サービス	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等を行う	
	介護予防ケアマネジメント	介護予防を目的として総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう必要な援助を行う	
一般 介護 予防 事業	介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる	(1)第1号被保 險者 (2)(1)の支援 のための活動に關 わる者 (3)その他市長 が認めた者
	介護予防普及啓 発事業	介護予防に関するパンフレット、介護予防事業の実施記録等を管理するための媒体等の作成及び配布、講演会、相談会、介護予防教室等の開催その他市長が介護予防啓発に効果があると認めた事業を行う	
	地域介護予防活 動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修、地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた地域活動の実施その他市長が地域介護予防活動に効果があると認めた事業を行う。	
	一般介護予防事 業評価事業	介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行い、評価結果に基づき事業全体の改善を図る	
	地域リハビリテ ーション	リハビリテーションに関する専	

		ーション活動支援事業	門的知見を有する者が、介護予防の取組を機能強化するために、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等への助言を行う
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)		総合相談支援業務	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者的心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う
		権利擁護業務	高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活するために専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う
包括的支援事業 (社会保障充実分)		在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する
		生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常

			生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする
	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する
		認知症地域支援・ケア向上事業	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを地域ごとに整備し、「共生」の地域づくりを推進する
		地域ケア会議推進事業	地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する
任意	家族	家族介護支援事	家族の身体的・精神的・経済的

事業	介護支援事業	業	負担の軽減を目的とした事業を行う
その他の事業	成年後見制度利用支援事業		判断力が不十分な認知症高齢者等で、親族がいない、又はこれらの方がいても音信不通の状況等にある方に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う
	認知症サポート一等養成事業		認知症サポート一等養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポートを養成する
	地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業		一人暮らしの高齢者等で調理をすることが困難で近隣に支援者がいない方へ食事を配達し、栄養面を充実させるとともに、併せて安否確認を行い、在宅生活を支援する